4. 司法過疎対策と 常勤弁護士に関する業務



4-1 令和5年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士である。「スタッフ弁護士」とも呼ばれている。

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護、司法過疎対策等を担い、セーフティネットとして、一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担っている。加えて、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など、法テラスが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。法テラスは、そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。法テラスでは、常勤弁護士が司法ソーシャルワークの担い手として、民事法律扶助を活用した出張法律相談や事件受任などを意欲的に行っている。そのほかにも、常勤弁護士が地方事務所の職員と協力し、各地域の司法アクセスに関する課題やその解消方法を検討するとともに、関係機関に対する業務説明等を実践している。

今後も、司法ソーシャルワークに関する業務等において、司法アクセス障害の解消に向け、様々な取組を行っていく予定である。

4-2 業務の概要

常勤弁護士が重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせるものである(総合法律支援法第30条第1項第7号)。

法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置し、そこに常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱わせている。また、司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談等を実施している。

4-3 常勤弁護士の配置

常勤弁護士は、令和6年3月31日現在、合計205名となり、資料4-1のとおり、合計84か所の事務所(全国47か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所)等に配置されている。 常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。



	地方事務所(40か所)・	支部	(7か	所) *数字はスタッフ弁護士数	
1	函館地方事務所	2	25	滋賀地方事務所	4
2	旭川地方事務所	1	26	大阪地方事務所	2
3	釧路地方事務所	2	27	京都地方事務所	3
4	青森地方事務所	1	28	兵庫地方事務所	1
5	岩手地方事務所	1	29	兵庫地方事務所阪神支部	2
6	秋田地方事務所	2	30	奈良地方事務所	2
7	福島地方事務所	2	31	和歌山地方事務所	2
8	茨城地方事務所	3	32	鳥取地方事務所	1
9	栃木地方事務所	1	33	島根地方事務所	2
10	群馬地方事務所	2	34	広島地方事務所	2
11	埼玉地方事務所	4	35	山□地方事務所	1
12	埼玉地方事務所川越支部	2	36	徳島地方事務所	1
13	千葉地方事務所	7	37	香川地方事務所	3
14	東京地方事務所	11	38	愛媛地方事務所	2
15	東京地方事務所多摩支部	5	39	高知地方事務所	2
16	福井地方事務所	1	40	福岡地方事務所	4
17	長野地方事務所	1	41	福岡地方事務所北九州支部	2
18	岐阜地方事務所	1	42	佐賀地方事務所	1
19	静岡地方事務所	2	43	長崎地方事務所	1
20	静岡地方事務所浜松支部	3	44	熊本地方事務所	3
21	静岡地方事務所沼津支部	2	45	宮崎地方事務所	2
22	愛知地方事務所	2	46	鹿児島地方事務所	1
23	愛知地方事務所三河支部	5	47	沖縄地方事務所	4
24	三重地方事務所	3			

	地域事務所(37か所) ※数字はスタッフ弁護士数				
48	八雲地域事務所	2	67	浜田地域事務所	2
49	江差地域事務所	2	68	西郷地域事務所	1
50	むつ地域事務所	2	69	安芸地域事務所	2
51	鰺ヶ沢地域事務所	1	70	須崎地域事務所	3
52	宮古地域事務所	2	71	中村地域事務所	1
53	鹿角地域事務所	1	72	佐世保地域事務所	2
54	会津若松地域事務所	1	73	平戸地域事務所	1
55	下妻地域事務所	3	74	対馬地域事務所	1
56	牛久地域事務所	2	75	壱岐地域事務所	1
57	熊谷地域事務所	2	76	五島地域事務所	1
58	秩父地域事務所	3	77	雲仙地域事務所	2
59	佐渡地域事務所	3	78	高森地域事務所	1
60	魚津地域事務所	2	79	延岡地域事務所	2
61	中津川地域事務所	2	80	鹿屋地域事務所	1
62	可児地域事務所	2	81	指宿地域事務所	1
63	下田地域事務所	2	82	奄美地域事務所	1
64	福知山地域事務所	1	83	徳之島地域事務所	1
65	南和地域事務所	2	84	宮古島地域事務所	2
66	倉吉地域事務所	1			
					(人)

養成スタッフ弁護士の所属する地方事務所				
埼玉地方事務所	2	大阪地方事務所	3	
東京地方事務所	6	兵庫地方事務所	1	
岐阜地方事務所	1	広島地方事務所	1	
静岡地方事務所	2	福岡地方事務所	2	
愛知地方事務所	1			

⁽注) 熊谷、下妻、佐世保地域事務所については、 扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2

常勤弁護士の配置数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
常勤弁護士配置数	201	194	183	204	205

4-4 常勤弁護士の確保

(1) 説明会等の活用

ア 情報発信

有能で志の高い弁護士を数多く採用するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象とする後記の説明会やイベントの機会に、常勤弁護士の採用案内パンフレット、ポスター等を配布している。インターネット上においても法テラスのホームページ等で情報発信をしており、令和3年度からは、常勤弁護士のドキュメンタリー動画をYouTubeの法テラス(公式)チャンネルで公開し、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する情報を常時発信している。

イ 就職説明会の開催等

令和5年度は、司法修習終了直後の弁護士を採用するため、司法修習生等を対象とする採用情報等に関する就職説明会を会場及びオンラインで合計13回開催した。また、常勤弁護士の多様な取組と魅力について紹介するため、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象に、以前開催した常勤弁護士による連続講演企画の録画動画を視聴できるよう、インターネット上で申込みを受け付け、希望者に限定公開した。その他、弁護士会等が主催する就職説明会への参加(合計3回)、法科大学院等が主催する就職説明会への参加(合計3回)、日本弁護士連合会との共催による法科大学院生を対象とした業務説明会(合計2回)、高校生・大学生向けのイベントへの参加、大学・法科大学院の講義への常勤弁護士の講師派遣(合計8回)、各地の法律事務所での司法修習生等の訪問受入れなど、常勤弁護士の業務内容等を周知するための活動を行った。

ウ エクスターンシップ及び選択型実務修習の受入れ

常勤弁護士の業務を直接体験し、その業務への理解を深めてもらうため、全国の法科大学院からの 依頼を受け、各地の法テラスの法律事務所において法科大学院生のエクスターンシップの受入れを実 施している。

これに加え、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの法律事務所における 司法修習生の受入れも実施している。

エ 法曹経験者に向けた広報

以上とは別に、法曹として一定の実務経験を有する人材を確保するため、日本弁護士連合会が運営する求人情報サイトに常勤弁護士の募集情報を常時掲載している。併せて同会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内を掲載して周知を図っている。このように、転職を検討している弁護士に焦点を絞った情報発信を行うことで、経験豊富な中堅弁護士の採用に向けた効果的な周知を図るなど、幅広い層に対して積極的な広報活動を行っている。

対応

(2)採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、比較的短期間で即戦力となるよう養成するため、 集合研修や養成事務所における OJT による実務指導などを実施している。

なお、常勤弁護士の採用に当たっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している他の支部が存在しない地域において、当該地方裁判所支部管内の人口や、民事・刑事の各事件数、弁護士会・地方公共団体その他関係機関の支援体制などを考慮して、司法過疎地域事務所を設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3

司法過疎地域事務所の設置数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
過疎地域事務所 設置数	34	34	34	34	34

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償でも法律事務全般(総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する法律事務)を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

6

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、一般事件の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされることがあるため、 裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士等 が実際に取り扱った裁判員裁判を素材として、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた 課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所を訪れる相談者が精神疾患その他様々な困難を抱えていると思われる場合に、常 勤弁護士がより専門的で多角的な視点を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパー ソナリティ障害対応研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士の更なる資質の向上を図るため、法律事務所に赴任して 4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修を実施している。

司法修習終了直後に採用した常勤弁護士については、法テラスの法律事務所へ赴任する前に、他の 常勤弁護士に比してより綿密な指導・育成が必要であるため、1年間の養成期間満了時には常勤弁護 士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・ 刑事事件の基礎的な処理方法などに関する研修を実施している。

イ その他の研修

全国を9つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し運営する、地方の実情に応じたブロック別研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-4

常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部主催研修

(1)養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和5年6月30日、8月4日	【刑事特別研修】(集合+WEB形式) 研修用設例を元にした刑事演習
令和5年7月13日~14日(75期) 令和6年2月21日~22日(76期)	【定期業務研修】(集合形式) 民事演習、刑事演習、先輩常勤弁護士との座談会等
令和5年10月19日~20日	【赴任前業務研修】(集合形式) 民事法律扶助業務について、国選弁護業務について、受託業務について、 有償事件について、マネジメント講習(法律事務所のマネジメント〜法律事 務所職員との関わり方)、スタッフ弁護士としての心構え、各種規程と手続 について等
令和6年1月18日~19日	【新任業務研修】(集合形式) 日本司法支援センターの組織及び業務の解説、社会人としての基本的なビ ジネスマナー、法テラス業務についての講義、演習等

(2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和5年10月19日~20日	【赴任2年目業務研修】(集合形式) 刑事演習、労働事件演習等
令和5年12月14日~ 15日	【パーソナリティ障害対応研修】(集合形式) 模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション、講義「研修の学びを日々の弁護士実務に活かすには?」、同「難しい依頼者への対応ーパーソナリティ症臨床の視点から」
令和6年3月14日~ 15日	【赴任4年目業務研修】(集合形式) 刑事事例研究演習、民事事例研究演習、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント等
令和6年3月26日	【強制執行/債権回収研修】(集合+WEB形式) 強制執行及び債権回収についての講義

(3) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
①令和5年8月22日 ②令和6年3月5日	【裁判員裁判事例研究研修】(集合+WEB形式) ①量刑が問題となる事例における、「被害者側の問題行動」についての主張・立証、LINEメッセージ等を用いた立証の注意点、該当件数が少ない類型における量刑資料の使い方をテーマとした研修、②鑑定(起訴前鑑定、50条鑑定、私的鑑定)の意義と留意点、量刑事情としての「精神障害」の位置づけをテーマとし、常勤弁護士の担当した事件を題材とする討議
令和5年10月6日	【裁判員裁判専門研修】(集合+WEB形式) 性犯罪にかかる刑法等改正の概要についての講義、事例紹介

(4) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
下記2参照	【ブロック別研修】(集合形式) 各ブロックにおいて講義・講演内容を策定
令和5年9月29日	【全国経験交流会】(集合形式) 全国各地に赴任している常勤弁護士による各地での活動報告、現制度の在り方 や問題点、今後の課題等に関する議論等

2 ブロック別研修

各ブロック別地方事務所の構成と研修実施内容

(注) 実施当時に常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

北海道・東北ブロック合同:函館・旭川・釧路・宮城・福島・岩手・秋田・青森

実施日	講義・演習内容
令和5年5月29日~ 30日	秋田刑務所及び保護観察官の業務内容、特に高齢・障がい者への対応の講義、出口支援についての講義、地域生活定着支援センターの業務内容の講義、高齢・障がいを持つ受刑者の支援についてのパネルディスカッション、 更生支援ネット設立についての講義

関東Aブロック:埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	講義・演習内容
令和5年9月22日	民間による依存症離脱支援のあり方の講義、高齢者介護施設デイサービス の地域社会における役割と存在意義等の講義、常勤弁護士による事例·活動 報告等

関東Bブロック:東京・神奈川・千葉・静岡・長野

実施日	講義・演習内容	
令和5年5月12日	長野県における高齢者虐待対応伴走支援事業の取組についての講義、 弁護士による事例・活動報告等	常勤

中部ブロック:愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	講義・演習内容
令和5年7月31日~8月1日	米国国務省主催International Leadership Program参加報告、常勤弁護士による事例・活動報告等

近畿ブロック:大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	講義・演習内容
令和5年7月28日	法医学に関する基礎知識の講義、法医鑑定実務に係る事例研究、常勤弁護 士による事例・活動報告等

中国ブロック:広島・山口・鳥取・島根

実施日	講義・演習内容
令和5年4月20日~21日	児童相談業務と弁護士との関わりについての講義、消費者問題の現状及び 弁護士との関わりについての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

四国ブロック: 香川・徳島・高知・愛媛

実施日	講義・演習内容
令和5年7月14日~ 15日	刑事弁護の最新の実務の動向や刑事弁護人として知っておくべき知見についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告

九州ブロック:福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	講義・演習内容
令和5年6月15日~16日	本部の業務についての講義、スタッフ弁護士の出向制度についての講義、「外から見たスタッフ弁護士」についての討論会、常勤弁護士による現状報告・意見交換

(2)裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の経験豊富な弁護士が研究員として、常勤弁護士が取り扱う主に裁判員裁判について個別具体的な指導・助言を日常的に行うことにより、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・裁判員裁判以外の 刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。指導・助言を行っているのは、弁護士実 務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、元常勤弁護士、ソーシャルワーカーとしての経 験を有する社会福祉士等の専門員である。そのほか、若手の常勤弁護士に対するフォローアップを実施 するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室が、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。